



Yanagisawa Accounting Firm

www.yanagisawakaikei.net

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

Vol.27-6 2016.6.3

マイナンバー収集のお願い



平成28年1月から税や社会保障の手続きでマイナンバーの利用が始まっています。会社は、税や社会保障の手続きのため、従業員等のマイナンバーを取得し、関係書類に記載するとともに、適切に管理・保管しなければなりません。具体的には、担当者の明確化とマイナンバーの取得、マイナンバーの管理・保管、従業員への周知などが必要です。

柳澤会計グループでは、マイナンバーを取り扱うための規定や収集のための書式などをセットにした「マイナーキット」を標準価格5万円(税別)、顧問先様は1万円(税別)で販売しております。「マイナンバーのことがよくわからない」、「規定などを作成していない」などの方は、是非、お買い求めください。

また、税や社会保障の手続きを柳澤会計グループへ委託している方々について、**平成28年7月末までにマイナンバーを収集**させて頂くことになりました。収集方法や引き渡し方法などにつきましては、各担当者からご説明致します。ご協力よろしくお願い致します。

源泉所得税の納期特例分の納期

給与等に係る源泉所得税の納付について納期特例制度を適用している事業所においては本年1月から6月までの給与等の支払分に係る源泉所得税について、**7月11日(月)が納期限**となります。

源泉所得税は、納付が1日でも遅れると、5%又は10%の不納付加算税が課せられる場合がありますので、ご注意ください。

◇◆カレンダー◆◇

2016年6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2016年7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

当番制出勤日

※柳澤会計に源泉所得税の業務を依頼されている方は、資料を整理し早めにお届けいただくようお願い致します。

経営者革新サマーセミナーのお知らせ

毎年恒例の「経営革新サマーセミナー」を下記の通り開催します。多くの方のご出席をお待ちしております。

経営革新サマーセミナー

日 時：2016年8月25日(木) 15:00～17:30(予定)

場 所：茅野市民館2Fコンサートホール

※内容・講師については、次号で発表致します。

お楽しみに！

平成 28 年度 税制改正 個人関係①

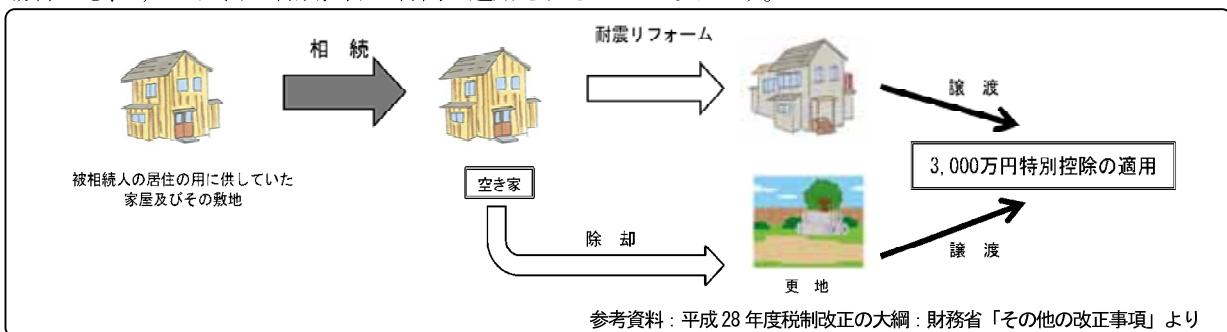
平成 28 年度税制改正で、相続した空き家を売却した場合、所得税が軽減される措置が新しく創設されました。

■空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

近年「空き家」が放置され、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしており、社会問題化しつつあります。国土交通省の調査によると、居住用家屋が「空き家」になる要因として、「相続した」が最も多くなっており、その対策が急務となっていました。

そこで平成 28 年度税制改正において、古い家の有効活用の促進、また、「空き家」の発生を少なくするために「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」が創設されました。

従来の「譲渡所得の 3,000 万円の特別控除」は、所有者自身が生活の拠点として利用していた家屋の売却が前提でした。そのため、親が生前一人で住んでいて、相続した後、空き家となった住宅やその敷地の譲渡については、特別控除の適用を受けることができませんでしたが、平成 28 年 4 月からは、相続した「空き家」を売却する場合でも、3,000 万円の特別控除の特例が適用されることになります。



【適用時期等】

譲渡期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までです。

また、相続の開始があった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に譲渡したものに限りますので、平成 25 年 1 月 2 日以降に相続が発生したものが対象になります。

(相続開始が平成 25 年 1 月 2 日の場合、3 年を経過する日が平成 28 年 1 月 1 日となるので、平成 28 年 12 月 31 日までに売却すれば特例を受けられます。)

【要件特例の適用対象となる家屋等】

- ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋（旧耐震基準で建てられた家屋）。
- ②区分所有建築物（マンションなど）は除外。
- ③相続開始の直前において、被相続人（亡くなった人）居住用家屋及びその居住用家屋の敷地の用に供されていました土地等。
- ④相続開始の直前において、被相続人が 1 人で住んでいた居住用家屋。
つまり、被相続人以外に居住をしていた人がいなかった家屋になりますので、配偶者等が同居していた家屋は対象なりません。
- ⑤相続開始により、空き家になった家屋。

【要件特例の適用対象となる譲渡】

- ①相続の時から譲渡の時まで、事業の用、貸付の用又は居住の用に供されていないこと。
- ②譲渡の時において、地震に対する安全性に係る規定又はこれに準ずる基準に適合する建物として売却する、または、被相続人居住用家屋を取り壊した後におけるその敷地の用に供されていた土地だけ売却すること。
- ③売却額（譲渡の対価）が 1 億円を超えないこと。
- ④上記要件を満たす証明書類を入手し、確定申告書に添付して申告すること。

※本特例の適用については専門家へお尋ね下さい。

■空き家に係る住宅用地の特例の見直し－平成27年度税制改正－

平成27年5月に「空き家対策特別措置法」が施行され、これに基づいて、倒壊の恐れや衛生上問題のある空き家(特定空家)の所有者に対して、市町村が撤去や修繕を勧告・命令できることになりました。

市町村長が特定空家として必要な措置を探ることを勧告した場合、当該特定空家に係る敷地については、平成28年度分から固定資産税・都市計画税の住宅用地特例の対象から除外されることになりました。

【管理が不十分な空家のイメージ】



長期間人が住んでいない空家



窓が割れ、放置されている空家

【特定空家とは】

- ・倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上、有害となる状態
- ・適切な管理が行われず景観を損なった状態
- ・周辺の生活環境の保全のために放置することが不適切な状態

これらに対して市町村長に立入調査権を認めた上、除却、修繕、立木竹の伐採等の措置について助言、勧告、命令することを可能としています。

なお諒訪6市町村に聞いたところ、現在空き家について、近隣住民から苦情等相談があれば是正をお願いすることはあるが、この法律に基づき特定空家として勧告・命令をした事実はないようです。

【住宅用地の特例とは】

住宅用地は、土地の面積等に応じて小規模住宅用地とその他の住宅用地に分類され、その税負担を軽減する目的で、次のような課税標準の特例措置が適用されます。

住宅用地の特例により、土地にかかる固定資産税は住宅が建っていないれば本来の6分の1(都市計画税は3分の1)に軽減されますが、建物を取り壊して更地にすると、当該住宅用地の特例を受けることが出来なくなります。

〈住宅用地に係る課税標準特例(茅野市の場合)〉

区分	土地の利用状況と面積区分		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅の敷地	200m ² 以下の部分	課税標準 × 1/6 × 1.4%	課税標準 × 1/3 × 0.2%
一般住宅用地		200m ² を超える部分	課税標準 × 1/3 × 1.4%	課税標準 × 2/3 × 0.2%
空き地(更地)	建物がない場合		課税標準 × 1.4%	課税標準 × 0.2%

【特定空家に指定されるといつから固定資産税が上がるのか】

特定空家に指定されても、すぐに固定資産税や都市計画税が上がるわけではありません。固定資産税・都市計画税の基準日は毎年1月1日となっています。つまり、もし特定空家に指定されたとしても、年内にその状況を改善すれば住宅用地の特例をそのまま受けることができます。しかし対処が遅れてしまって特定空家であることの解除が1月2日以降になってしまった場合、その年の固定資産税・都市計画税には住宅用地の特例の適用を受けることができなくなってしまいます。

(北原隆幸・原剛志)

エネルギー使用合理化等事業者支援補助金

「平成28年度エネルギー使用合理化等事業支援補助金」の公募が開始されます。

参照HP <https://sii.or.jp/cutback28/public.html>

【1】公募期間

平成28年6月6日（月）～平成28年7月1日（金）※17:00必着

【2】補助事業の概要

既設の工場・事業場等における先端的な省エネ及び電力ピーク対策設備・システム等の導入であって、「省エネルギー効果・電力ピーク対策効果」、「費用対効果」及び「技術の先端性」等を踏まえて政策的意義の高いと認められる事業に対し、エネルギー使用合理化等事業者支援補助金交付規程に基づき国庫補助金の交付が行われます。

具体的には、工場・事業場等における既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修により、省エネルギー化を行う際に必要となる費用が補助されます。

また、電力ピーク対策についても同様に支援するとともに、エネルギー管理支援サービス事業者（以下「エネマネ事業者」という。）を活用し、エネルギー・マネジメントシステムを導入することにより一層の効率的・効果的な省エネルギーを実施する事業についても支援が受けられます。

【3】補助対象者

事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

※中小企業に該当しない会社は、中長期計画に基づき、実施される事業のみに限る。

【4】補助率

補助対象経費の1/3以内 ※エネマネ事業者を活用する場合は、補助対象経費の1/2以内

【5】事業期間

交付決定日から平成29年1月31日



職員コラム ~ 社会人となって ~

石川 凌



4月1日より、柳澤会計に入社しました石川凌です。出身は原村で、群馬県にある商科大学に一人暮らしをしながら通っていました。高校生の時より、会計税務の仕事をしたいと考えており、大学ではそのための勉学に取り組んできました。

柳澤会計に入ったからには、関与先の皆様の力になれるよう全力で仕事に取り組んでいきたいと思っています。

入社してから2ヶ月がたちました。まだまだ覚えることがたくさんで、毎日があつという間に過ぎてしまいます。日々の業務の中では、教えてもらったことや覚えたことを実践して、今まで出来なかつたことが、出来るようになることに小さな喜びと楽しみを感じています。また事務所の先輩からも優しく、暖かく支えてもらっていると実感しています。ですので、一つ一つの業務を丁寧に確実に覚え、関与先の皆様のお役に立てる一人前の職員となれるよう、将来的には柳澤会計を引っ張っていくことができるよう、今後も邁進してまいりたいと思います。

まだまだ至らないところが多いとは思いますが、今後、皆様のお役に立つことができるよう、頑張っていきますのでよろしくお願い致します。